**１．育児休業での申請に伴う申立書　　　　　　　　　　④**

　保育所等施設の利用が決定・内定した場合は、**入所月の月末までに、育児休業前と同じ職場へ復職することが入所条件となります。また、**復職後は改めて就労証明書をお取りいただき、入所の翌月末までに子育て支援課へ提出してください。**（やむを得ない事情で同じ職場への復職ができない場合は、速やかに子育て支援課へご連絡ください。）**

　ただし、下記の事情により、入所月末日までに復職できない場合は、チェックを付してご提出ください。

（この場合の復帰期限は、入所月の翌月１５日とさせていただきます。）

【翌月１５日まで復職延長を希望する場合】

　□勤務先の都合で月初めの復帰となるため、慣らし保育の期間が必要

　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　※その他の方は、内容を伺った上で、町が判断させていただきます。

※育児休業給付金支給決定通知書または送金通知書（ハローワークまたは共済組合発行）を添付してください。

|  |
| --- |
| **【同意欄】**   * 保育所等施設の利用開始が決定した場合は、**育児休業前と同じ会社に、上記期日までに**復職します。 * 復職した際は、復職したことが分かる就労証明書を**入所の翌月末まで**に提出します。 * 育児休業前と同じ会社へ復職できない場合、利用開始翌月末で退所となることに了承します。   　　上記の内容に同意します。  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日  　　　　　　　　　　　　　　　　　保護者氏名（育休取得者） |

**記入例　　　　　　　　１．育児休業での申請に伴う申立書　　　　　　　　④**

　保育所等施設の利用が決定・内定した場合は、**入所月の月末までに、育児休業前と同じ職場へ復職することが入所条件となります。また、**復職後は改めて就労証明書をお取りいただき、入所の翌月末までに子育て支援課へ提出してください。**（やむを得ない事情で同じ職場への復職ができない場合は、速やかに子育て支援課へご連絡ください。）**

　ただし、下記の事情により、入所月末日までに復職できない場合は、チェックを付してご提出ください。

（この場合の復帰期限は、入所月の翌月１５日とさせていただきます。）

【翌月１５日まで復職延長を希望する場合】

入所月の翌月15日までの復職を希望する方は、こちらにチェックをつけてください。

勤務先の都合で月初めの復帰となるため、慣らし保育の期間が必要

　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　※その他の方は、内容を伺った上で、町が判断させていただきます。

※育児休業給付金支給決定通知書または送金通知書（ハローワークまたは共済組合発行）を添付してください。

|  |
| --- |
| **【同意欄】**  保育所等施設の利用開始が決定した場合は、**育児休業前と同じ会社に、上記期日までに**復職します。  復職した際は、復職したことが分かる就労証明書を**入所の翌月末まで**に提出します。  育児休業前と同じ会社へ復職できない場合、利用開始翌月末で退所となることに了承します。  　　上記の内容に同意します。  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和７年１１月１３日  　　　　　　　　　　　　　　　　　保護者氏名（育休取得者）　みやしろ　花子 |